

新たなバリアフリー整備目標について

国土交通省 近畿運輸局
共生社会推進課
令和8年3月11日

バリアフリー目標に基づく取組の推進

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」(バリアフリー法)では、総合的・計画的にバリアフリー化を推進するため、**基本方針(告示)**において、**バリアフリー化の目標**を定めることとされている。
- これまで、**令和3年度から7年度までの目標**を踏まえ、公共交通機関や建築物等の**ハード面**でのバリアフリー化、地域における**面的・一体的なバリアフリー化**、「心のバリアフリー」等の**ソフト面**でのバリアフリー化を推進しているところ。
- 現在、**令和8年度から12年度までの新たな目標**の策定に向けて、学識経験者、高齢者・障害者団体等からなる検討会において議論を行ってきており、今後、**新たな目標や各種取組方針を含むとりまとめ文書を公表予定**(6月予定)。

〔バリアフリー化の対象となる各種施設等〕



ハード面でのバリアフリー化

【バリアフリー化の実績】

・**旅客施設**※1 <令和5年度末時点>

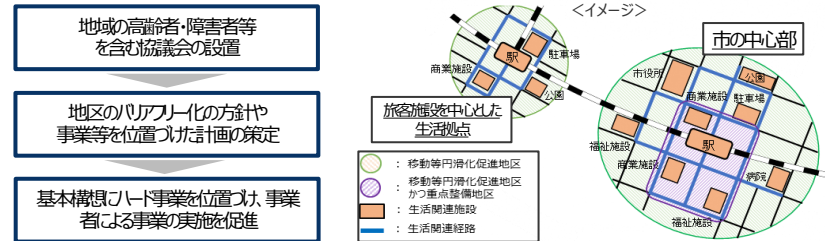
⇒	段差解消	視覚障害者誘導用ブロック	案内設備	障害者用トイレ
鉄軌道駅	約94%	約45%	約77%	約92%
バスターミナル	約93%	約86%	約79%	約72%
旅客船ターミナル	約94%	約82%	約65%	約94%
航空旅客ターミナル	100%	約98%	約95%	100%

⇒ 鉄軌道駅におけるホームドア等の設置：2,647番線

※1 鉄軌道駅及びバスターミナルは平均利用者数が3,000人/日以上及び基本構想における重点整備地域内の生活圏整備地区に位置する平均利用者数が2,000人/日以上3,000人/日未満の施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルは平均利用者数が2,000人/日以上の場合。

- ・**建築物**※2 <令和5年度末時点>
⇒ 廊下等の幅の確保、障害者用トイレの設置等のバリアフリー化：約64%
- ・**基本構想、マスタープラン** <令和6年度末時点>
⇒ 基本構想：334自治体、マスタープラン：50自治体

【市町村における基本構想等の作成による面的・一体的なバリアフリーの推進】



※2 床面積の合計が2,000㎡以上の特別特等建築物(病院、百貨店等の不特定多数者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物)の総ストックのうち、バリアフリー法(令第11条)から第24条までに定める建築物移動等円滑化基準に適合する特別特等建築物の割合

ソフト面でのバリアフリー化

➢ 「心のバリアフリー」の国民への理解や行動を促すための取組等を推進

【バリアフリー化の実績】 <令和5年度末時点>

⇒ 「心のバリアフリー」の用語の認知度：約22%



- ・自治体と学校が連携したバリアフリー教育の充実
- ・交通事業者の接客向上に向けたガイドラインの策定・見直し
- ・バリアフリートイレ、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用のキャンペーン
- ・観光地・宿泊施設等におけるバリアフリー化(「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の普及等)



<適正利用キャンペーンのポスター>

最終とりまとめにおける新たな目標について①

旅客施設



		2007年3月時点 バリアフリー法制定時 実績値	2020年度末時点 第3次整備目標 開始時実績値	2023年度末時点 実績値	第3次整備目標 (現行目標) ～2025年度	第4次整備目標 (次期目標) ～2030年度
鉄軌道駅 	段差の解消	62.8%	↗ 93.0%	↗ 93.9%	原則 100%	原則 100%
	視覚障害者誘導用 ブロックの設置	88.6%	※1 ↘ 38.2%	↗ 45.3%		
	案内設備の設置	第3次整備目標から追加	75.0%	↗ 77.1%		
	障害者用トイレの設置 (便所がある場合)	52.6%	↗ 91.9%	↗ 92.4%		
	整備対象の施設規模 (1日当たりの利用者数)	5,000人/日以上	3,000人/日以上のもので及び2,000～3,000人/日で 重点整備地区内の生活関連施設であるもの			
バスターミナル 	段差の解消	76.2%	↗ 90.9%	↗ 93.0%	原則 100%	原則 100%
	視覚障害者誘導用 ブロックの設置	66.7%	↗ 90.9%	※2 ↘ 86.0%		
	案内設備の設置	第3次整備目標から追加	72.7%	↗ 79.1%		
	障害者用トイレの設置 (便所がある場合)	27.3%	↗ 71.4%	↗ 72.2%		
	整備対象の施設規模 (1日当たりの利用者数)	5,000人/日以上	3,000人/日以上のもので及び2,000～3,000人/日で 重点整備地区内の生活関連施設であるもの		2,000人/日 以上	

※1 第3次整備目標からJIS規格に適合したものをカウントするよう変更

※2 2020年頃からの新型コロナウイルスの影響により利用者数が減少していたが、2022年度頃から徐々に利用者数が回復し、集計対象である総施設数が増加した影響

最終とりまとめにおける新たな目標について②

旅客施設

		2007年3月時点 バリアフリー法制定時 実績値	2020年度末時点 第3次整備目標 開始時実績値	2023年度末時点 実績値	第3次整備目標 (現行目標) ~2025年度	第4次整備目標 (次期目標) ~2030年度
旅客船 ターミナル 	段差の解消	88.9%	↗ 100%	↘ ^{※2} 94.1%	原則 100%	原則 100%
	視覚障害者誘導用 ブロックの設置	77.8%	↗ 100%	↘ ^{※2} 82.4%		
	案内設備の設置	第3次整備目標から追加	88.9%	↘ ^{※2} 64.7%		
	障害者用トイレの設置 (便所がある場合)	44.4%	↗ 88.9%	↗ 94.1%		
	整備対象の施設規模 (1日当たりの利用者数)	5,000人/日以上	2,000人/日以上			
航空旅客 ターミナル 	段差の解消	65.2%	↗ 95.2%	↗ 100%	原則 100%	原則 100%
	視覚障害者誘導用 ブロックの設置	91.3%	↗ 100%	↘ ^{※2} 97.7%		
	案内設備の設置	第3次整備目標から追加	100%	↘ ^{※2} 95.3%		
	障害者用トイレの設置 (便所がある場合)	95.7%	↗ 100%	↗ 100%		
	整備対象の施設規模 (1日当たりの利用者数)	5,000人/日以上	2,000人/日以上			





※2 2020年頃からの新型コロナウイルスの影響により利用者数が減少していたが、2022年度頃から徐々に利用者数が回復し、集計対象である総施設数が増加した影響

最終とりまとめにおける新たな目標について③

鉄軌道駅





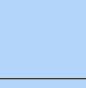



(旅客施設共通項目以外)



	2007年3月時点 バリアフリー法制定時 実績値	2020年度末時点 第3次整備目標開始時 実績値	2023年度末時点 実績値	第3次整備目標 (現行目標) ~2025年度	第4次整備目標 (次期目標) ~2030年度
障害者対応型 券売機の設置 	第4次整備目標から追加	—	(約91%)	—	原則 100%
拡幅改札口 の設置 	第4次整備目標から追加	—	(約97%)	—	
整備対象の施設規模 (1日当たりの利用者数)	5,000人/日以上	3,000人/日以上のも及び2,000~3,000人/日で 重点整備地区内の生活関連施設であるもの			
ホームドア・可動式ホーム 柵の設置番線数 	(318駅) バリアフリー法制定時は 駅数をカウント	2,192番線	↗ 2,647番線	3,000番線	4,000番線
	【10万人/日以上鉄軌道駅 における設置番線数】	334番線	↗ 559番線	800番線	900番線
プラットホームと車両の段差・ 隙間を縮小している番線数 	第4次整備目標から追加	—	(2,169番線) 国交省集計参考値	—	4,000番線



最終とりまとめにおける新たな目標について④

車両等

	2007年3月時点 バリアフリー法定時 実績値	2020年度末時点 第3次整備目標開始時 実績値	2023年度末時点 実績値	第3次整備目標 (現行目標) ～2025年度	第4次整備目標 (次期目標) ～2030年度
 鉄軌道車両	20.0%	↑ 48.6%	↑ 59.9% <small>鉄軌道車両に係る基準改正 (令和2年4月施行)</small>	約70%	約80%
 乗合バス (ノンステップバス)	17.7%	↑ 63.8%	↑ 70.5%	約80%	約90%
 乗合バス (リフト付き又はスロープ付きバス)	第2次整備目標から追加	5.8%	↑ 8.6%	約25%	約25%
 空港アクセスバス	第3次整備目標から追加	37.6% <small>(2021年度末時点)</small>	↑ 41.2%	約50%	約60%
	<small>2,000人/日以上航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスが無い施設への バス路線運行系統の総数におけるバリアフリー化した車両を含む運行系統数の割合</small>				
 貸切バス	平成30年度からバリアフリー法 の基準適合義務対象に追加	1,066台	↑ 1,229台	約2,100台	約2,100台
 福祉タクシー (UDタクシーを含む)	9,651台	↑ 41,464台	↑ 52,553台	約9万台	約9万台
	第3次整備目標から追加 【UDタクシーの割合が、 総車両数の約25%以上 である都道府県の割合】	約4% <small>(2/47都道府県) (2021年度末時点)</small>	約9% <small>(4/47都道府県)</small>	100% <small>(47/47都道府県)</small>	100% <small>(47/47都道府県)</small>
 旅客船	11.5%	↑ 53.3%	↑ 57.8%	約60%	約70%
 航空機	54.4%	↑ 99.7%	↑ 100%	原則100%	原則100%

最終とりまとめにおける新たな目標について⑤

インフラ・建築物

		2007年3月時点 バリアフリー法制定時 実績値	2020年度末時点 第3次整備目標開始時 実績値	2023年度末時点 実績値	第3次整備目標 (現行目標) ～2025年度	第4次整備目標 (次期目標) ～2030年度		
道路 	重点整備地区の 主要な生活関連経路を 構成する道路	約45%	↗	約67%	↗	約71%	約70%	約77%
	路外 駐車場 	特定路外駐車場	約29%	↗	約71%	↗	約75%	約75%
		車椅子利用者用駐車施設の設置数の最低義務基準を、「1以上」から「駐車場の規模に応じた数以上※3」とする 基準改正を踏まえて、第4次整備目標を設定			(約29%)	—	—	—
都市公園 	園路・広場	約42%	↗	約64%	→	約64%	約70%	約70%
	駐車場	約32%	↗	約55%	↗	約56%	約60%	約60%
	便所	約25%	↗	約62%	↗	約64%	約70%	約70%
建築物 	2,000㎡以上の 特別特定建築物	約41%	↗	約62%	↗	約64%	約67%	約70%
	建築工事着工前に 当事者参画を実施 した工事の割合	第4次整備目標から追加			—	—	—	原則100%
信号機等 (主要な生活関 連経路を構成する 道路に設置されて いるもの) 	信号機等	約83% (2007年度末時点)	↗	約98%	↗	約99%	原則100%	原則100%
	音響信号機及び エスコートゾーン	第3次整備目標から追加		約51% (2021年度末時点)	↗	約66%		

※3 駐車施設の数が、200台以下の場合は当該駐車施設の数2%以上、200台を超える場合は当該駐車施設の数1%+2以上

最終とりまとめにおける新たな目標について⑥

ソフト面



	2007年3月時点 バリアフリー法制定時 実績値	2020年度末時点 第3次整備目標開始 時実績値	2023年度末時点 実績値	第3次整備目標 (現行目標) ～2025年度	第4次整備目標 (次期目標) ～2030年度
基本構想等					
移動等円滑化促進方針の 作成	第3次整備目標から追加	11自治体	↗ 50自治体 (2024年度末時点)	約350自治体	約350自治体
移動等円滑化基本構想の 作成	第3次整備目標から追加	309自治体	↗ 334自治体 (2024年度末時点)	約450自治体	約450自治体
基本構想等のスパイラルアッ プに取り組んでいる自治体	第4次整備目標から追加		(約30%)	—	約60%
心のバリアフリー					
「心のバリアフリー」の用語の 認知度	第3次整備目標から追加	約24%	→ 約22%	約50%	
高齢者、障害者等の立場を 理解して行動ができていない人の 割合		約82%	→ 約81%	原則100%	
「障害の社会モデル」の理解度	↓		—	—	約60%
障害のある人へ支援を しようとする人の割合	第4次整備目標で差替		—	—	原則100%
多様な他者とコミュニケーションを とって行動しようとする人の割合			—	—	原則100%